

身延町と住宅金融支援機構が連携

令和6年4月版  
www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

UIJターンなど移住を  
ご検討中の方に！



# 【フラット35】 地域連携型 (UIJターン)

当初**5**年間の  
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス  
との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○身延町移住・定住祝金（新築住宅祝金・住宅購入祝金）  
のご相談は




安らぎと活力ある ひらかれたまち

身延町 みのぶちよう

企画政策課 田舎くらし推進担当

☎ 0556-42-4801

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。  
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



安らぎと活力ある ひらかれたまち  
**身延町** みのぶちょう



身延町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流として、早川、常葉川など大小の河川が流れ込んでいます。平坦部分は富士川沿いと支流の中流域から下流域及び合流付近に広がっており、富士川の東側をJR身延線、中部横断自動車道が南北に通っており、北から中富IC・下部温泉早川IC・身延山ICとICを3ヶ所有しております。また、西側を国道52号が南北に通っており、国道300号が町を東西に延びております。

富士川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地帯が連なっており、町の北には西嶋和紙の里が、南には身延山が、東には下部温泉郷や富士五湖のひとつである本栖湖があります。



身延町で利用できる  
【フラット35】地域連携型はこちら



安らぎと活力ある ひらかれたまち  
**身延町** みのぶちょう



住まいのしあわせを、ともにつくる。  
**住宅金融支援機構**

## 身延町移住・定住祝金 (新築住宅祝金・住宅購入祝金)

### 【主な要件】

- ・町内に建築された新築住宅又は建売住宅で、取得日が令和2年4月1日以後のもの  
⇒当該新築住宅又は建売住宅に定住する移住者（世帯主に限る。）
- ・町が販売した宅地分譲地に建築された新築住宅で、取得日が令和2年4月1日以後のもの  
⇒当該新築住宅に定住する移住者（世帯主に限る。）
- ・身延町空き家バンクに登録された住宅で、取得日が令和2年4月1日以後のもの（購入者の世帯員の3親等以内の親族以外の者から購入した住宅に限る。）  
⇒当該住宅に定住する空き家バンクの利用登録者（取得日以前に登録した者に限る。）である移住者（世帯主に限る。）
- ・新築住宅、建売住宅又は空き家バンクに登録された住宅のある宅地に住民票がある方。
- ・居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室、台所等が設置され、かつ、居住の用に供する床面積が70㎡以上である一戸建ての建築物（専用住宅、二世帯住宅、併用住宅）であること。

### 【補助金額】

#### <新築住宅祝金>

- ・町民が町分譲地に新築 **50万円**
- ・転入者が町内に住宅を新築 **50万円**
- ・転入者が町分譲地に新築 **100万円**

#### <住宅購入祝金>

- ・空き家バンクで中古物件を購入して移住 **20万円**

+

#### <加算金>

- 18歳までの子ども一人につき **20万円**  
※上限100万円

## 【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

**【フラット35】**  
**地域連携型**  
(UIJターン)

金利の引下げ期間

当初**5**年間

金利の引下げ幅

年**0.25%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。